



大津市公報

令 和 5 年 8 月 15 日
号 外 (第 48 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 59 大津市立認定こども園の管理運営に関する規則…………… 1
- 60 大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則……………10
- 61 大津市立認定こども園の施設の目的外使用に関する規則……………11
- 62 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則……………18
- 63 大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………18
- 64 大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則……………18

○ 告 示

- 232 平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部改正……………19

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 14 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………19
- 15 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………20

○ 教 育 委 員 会 告 示

- 5 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正……………20

規 則

大津市立認定こども園の管理運営に関する規則を公布する。
令和5年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第59号

大津市立認定こども園の管理運営に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市立認定こども園条例（令和5年条例第31号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、認定こども園の管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「満3歳未満保育認定子ども」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、政令、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(定員)

第3条 認定こども園の定員は、100人とする。

(保育料の額)

第4条 条例第4条第1項の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもに該当する者 零
- (2) 満3歳未満保育認定子どもに該当する者 別表により算定した額

(保育料の納付)

第5条 教育・保育給付認定保護者は、その月分の保育料を当該月の末日（その日が休日等（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）であるときは、その日後の最初の休日等でない日）までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第6条 条例第4条第2項の特別の事情は、府令第56条各号に掲げる事由に該当する場合とする。

2 教育・保育給付認定保護者は、条例第4条第2項の規定により保育料の減免を受けようとするときは、認定子ども園保育料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

（延長保育料に係る準用）

第7条 第5条の規定は、延長保育料の納付について準用する。この場合において、同条中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「延長保育を受ける児童の保護者」と、「保育料」とあるのは「延長保育料」と読み替えるものとする。

（給食の提供）

第8条 条例第7条の規定による給食の提供は、月を単位として行う。

2 条例第7条の規定により給食の提供に要する実費に相当する額として市長が定める額（以下「給食費」という。）は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、教育・保育給付認定子ども1人1月につき当該各号に定める額とする。

(1) 満3歳以上保育認定子ども 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア イ及びウに掲げる者以外の者 5,500円

イ 次のいずれかに該当する者 1,000円

(ア) 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が57,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）未満である者

(イ) 負担額算定基準子どもが3人以上いる世帯に属する者であつて、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に該当するもの

(ウ) 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者（特定被監護者等が3人以上いる世帯に属する者に限り、(ア)又は(イ)に掲げる者を除く。）の市町村民税所得割合算額が97,000円未満の者であつて、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に該当するもの

ウ 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部又は全部の提供を受けない者 5,500円を上限として市長が別に定める額

(2) 教育認定子ども 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア イ及びウに掲げる者以外の者 3,800円

イ 次のいずれかに該当する者 840円

(ア) 当該教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である者

(イ) 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが3人以上いる世帯に属する者であつて、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に該当するもの

(ウ) 当該教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者（特定被監護者等が3人以上いる世帯に属する者に限り、(ア)又は(イ)に掲げる者を除く。）の市町村民税所得割合算額が97,000円未満の者であつて、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に該当するもの

ウ 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部又は全部の提供を受けない者 3,800円を上限として市長が別に定める額

3 給食を提供しない月の給食費は、これを徴収しない。

（一時預かり事業）

第9条 一時預かり保育料及び一時預かり事業における給食等の提供に要する費用の納付方法その他認定子ども園における一時預かり事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（学期）

第10条 認定子ども園における教育に係る学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休園日等）

第11条 認定子ども園の休園日（以下「休園日」という。）は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び3日

2 認定こども園における教育を行わない日(以下「休業日」という。)は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日 4月1日から同月7日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休園日及び休業日を変更し、又は臨時にこれらの日を設けることができる。

(開園時間)

第12条 認定こども園の開園時間は、午前7時から午後6時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを伸縮することができる。

(通園区域)

第13条 教育認定子どもに係る認定こども園の通園区域(以下「通園区域」という。)は、大津市立比叡平小学校の通学区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別に定めるところにより、通園区域の近隣の区域に住所を有する教育認定子どもの認定こども園への入園を認めることができる。

(入園手続)

第14条 教育認定子どもに係る保護者は、当該教育認定子どもを認定こども園に入園させようとするときは、市長に入園願(様式第2号)を提出しなければならない。

(退園手続)

第15条 保護者は、園児が認定こども園において教育及び保育を受ける必要がなくなったときは、市長に退園届(様式第3号)を提出しなければならない。

(卒園)

第16条 認定こども園において、教育及び保育を修了したと認めた者には、修了証書(様式第4号)を授与する。

(職員)

第17条 認定こども園に園長、保育教諭及び嘱託医その他必要な職員を置く。

(取扱業務)

第18条 認定こども園において取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次号において「認定こども園法」という。)第9条各号に掲げる目標を達成するための教育及び保育の提供に関すること。
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が適当と認める事業に関すること。
- (3) 延長保育に関すること。
- (4) 一時預かり事業に関すること。
- (5) 給食等の提供に関すること。
- (6) 保育料、延長保育料、一時預かり保育料及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第2項の規定により徴収される同法第51条第4号に規定する費用等の収納取扱いに関すること。
- (7) 保護者会等関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 児童の入退園等に伴う事務連絡等に関すること。
- (9) 認定こども園の一般庶務に関すること。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、認定こども園の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、公布の日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

教育・保育給付認定保護者の税額等による階層区分		保育料の額 (月額)		
		保育標準時間	保育短時間	
A階層	特定保育があった月において被保護者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円	
B階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度(特定保育があった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村住民税非課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者	0円	0円	
C1階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,300円	1,300円	
C2階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者(C1階層に属する者を除く。)	13,300円	13,100円	
D1階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村住民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,300円	1,300円	
D2階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村住民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者(D1階層に属する者を除く。)	15,400円	15,200円	
D3階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村住民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,300円	1,300円	
D4階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村住民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者(D3階層に属する者を除く。)	18,600円	18,300円	
D5階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村住民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,300円	1,300円	
D6階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村住民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者(D5階層に属する者を除く。)	22,700円	22,400円	
D7階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村住民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する教育・保育給付認定保護者	77,101円以上84,400円未満	22,700円	22,400円
D8階層		84,400円以上97,000円未満	29,600円	29,100円
D9階層		97,000円以上122,500円未満	34,200円	33,700円
D10階層		122,500円以上147,300円未満	39,500円	38,900円

D11階層	147,300円以上169,000円未満	44,400円	43,700円
D12階層	169,000円以上223,600円未満	53,400円	52,500円
D13階層	223,600円以上301,000円未満	56,700円	55,800円
D14階層	301,000円以上332,200円未満	59,700円	58,700円
D15階層	332,200円以上397,000円未満	63,600円	62,600円
D16階層	397,000円以上	76,300円	75,100円

備考

- 1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 2 この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- 3 教育・保育給付認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 4 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における保育料は、政令第13条第1項第1号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては基本保育料（教育・保育給付認定保護者が属する階層区分に係る保育料をいう。第6項において同じ。）に2分の1を乗じて得た額とし、同条第1項第2号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては零とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、C1階層、D1階層、D3階層又はD5階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条第1号又は第2号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の保育料は、零とする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、C2階層、D2階層又はD4階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における保育料は、政令第14条第1号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては基本保育料に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては零とする。
- 7 第4項の規定にかかわらず、D6階層、D7階層又はD8階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条第2号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の保育料は、零とする。
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、25日を基礎として保育料を日割計算する。
 - (1) 月の途中において特定保育の利用を開始し、又は終了した場合
 - (2) 府令第58条第4号のこども家庭庁長官が定める場合に該当する場合
- 9 第4項、第6項及び前項の規定により保育料を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

認定こども園保育料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者)

住 所

氏 名

保育料の減免を受けたいので、大津市立認定こども園の管理運営に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて申請します。

対象児童の氏名	生 年 月 日

減免を必要とする理由 (原因発生日を必ず記載してください。)

様式第2号 (第14条関係)

入 園 願 (1年・2年・3年保育)

年 月 日

(宛先)

大津市長

保護者 住 所
(フリガナ)
氏 名

次の児童を認定こども園に入園させたいので申し込みます。

(フ リ ガ ナ) 氏 名			

生 年 月 日	年 月 日	電 話	
住 所			

様式第3号 (第15条関係)

退 園 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

保護者 住 所

氏 名

次の児童について認定こども園を退園しますので、届け出ます。

1 児 童 名 等			
	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
2 理 由 年 月 日 限り退園			
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>転出（転居）される場合は、具体的な連絡先を記入してください。</p> <p>住所 _____</p> <p style="text-align: center;">電話 _____</p>			

様式第4号 (第16条関係)

第 号	大津市立比叡平こども園長 氏名 印	年 月 日	あなた は本園 の課程 を修了 したこ とを証 します。 。	修了証書	氏名	年 月 日生
--------	-------------------------	-------------	---	------	----	--------------

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則を公布する。

令和5年8月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第60号

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、認定こども園（大津市立認定こども園条例（令和5年条例第31号）第1条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）における一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。以下同じ。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(一時預かり事業の実施)

第3条 認定こども園においては、次条に定めるところにより、教育課程に係る教育時間の終了後及び休業日（大津市立認定こども園の管理運営に関する規則（令和5年規則第59号。以下「管理運営規則」という。）第11条第2項第2号から第5号までに掲げる休業日をいう。以下同じ。）における一時預かり事業を実施する。

2 一時預かり事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通常一時預かり事業 利用の対象となる教育・保育給付認定子どもについて、3時間以下の短時間の保育を行う事業

(2) 特別一時預かり事業 休業日において、利用の対象となる教育・保育給付認定子どもについて、8時間の保育を行う事業

(一時預かり事業の実施日等)

第4条 一時預かり事業の実施日及び実施時間は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、実施日又は実施時間を臨時に変更することができる。

(一時預かり事業の対象者)

第5条 通常一時預かり事業を利用することができる者は、認定こども園における教育及び保育を受ける教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）とする。

2 特別一時預かり事業を利用することができる者は、認定こども園における教育及び保育を受ける教育認定子どものうち、市長が特に認めた者とする。

(利用定員)

第6条 通常一時預かり事業（休業日に実施するものを除く。）の利用定員は、20人とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

2 休業日における通常一時預かり事業及び特別一時預かり事業の利用定員の合計数は、40人を超えない範囲内で市長が定める数とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第7条 教育認定子どもに一時預かり事業を利用させようとする教育・保育給付認定保護者は、市長が別に定める日までに、所定の様式による利用申請書により、園長を通じて市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、一時預かり事業の利用の可否を決定し、その旨を当該教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による一時預かり事業の利用の決定に関する事務（通常一時預かり事業に係るものに限る。）を園長に委任するものとする。

(届出)

第9条 前条第1項の規定による一時預かり事業の利用の決定を受けた教育・保育給付認定保護者（以下「利用決定保護者」という。）は、当該事業を利用させる必要がなくなったときは、直ちに園長を通じて市長に届け出なければならない。

(一時預かり保育料等の納付)

第10条 利用決定保護者は、その月分の一時預かり保育料（法第30条の11第3項の規定により同項の特定子ども・子育て支援に要した費用が支払われる場合にあっては、当該一時預かり保育料の額から当該特定子ども・

子育て支援に要した費用の額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を、翌月の21日（その日が休日等（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日という。以下同じ。）であるときは、その日後の最初の休日等でない日）までに納付しなければならない。

2 利用決定保護者は、一時預かり保育事業を利用する教育認定子どもが次の各号に掲げる場合に該当したときは、その提供に係る実費相当額として、教育認定子ども1人1回につき当該各号に定める額を、前項の一時預かり保育料の納付に合わせて納付しなければならない。

- (1) 給食の提供を受けた場合 225円
- (2) 間食の提供を受けた場合 50円

3 市長は、特別の事情があるときは、第1項の納付期限を変更することができる。
（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条の規定による利用の申請及び第8条の規定による利用の決定は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

区分	実施日	実施時間
通常一時預かり事業	月曜日から金曜日まで（休業日を除く。）	午後2時から午後5時まで
	休業日のうち、市長が定める日	午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までのいずれかの時間のうちから市長が定める時間
特別一時預かり事業	月曜日から金曜日までのうち、市長が定める日	午前9時から午後5時まで

大津市立認定こども園の施設の目的外使用に関する規則を公布する。

令和5年8月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第61号

大津市立認定こども園の施設の目的外使用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令（条例及び規則を含む。）に定めがあるもののほか、認定こども園の施設の目的外使用（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けてする使用をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「認定こども園の施設」とは、認定こども園（大津市立認定こども園条例（令和5年条例第31号）第1条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の建物その他の工作物及び土地（認定こども園のために賃貸借又は使用貸借により借り受けているものを含む。）並びにこれらの附属物件をいう。

（目的外使用を許可する時間）

第3条 認定こども園の施設の目的外使用を許可する時間は、午前9時から午後9時までの間とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（目的外使用の許可）

第4条 認定こども園の施設の目的外使用の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日の7日前までに、園長に対し、認定こども園施設使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 園長は、前項の規定により認定こども園施設使用許可申請書が提出されたときは、直ちに記載されている内容について調査した上、許可の適否に関する意見を付して、当該認定こども園施設使用許可申請書を市長に送付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により認定こども園施設使用許可申請書が送付された場合において、使用を許可するときにあつては認定こども園施設使用許可書（様式第2号）により、使用を許可しないときにあつては認定こ

も園施設使用許可申請棄却（却下）決定書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（登録団体に対する目的外使用の許可）

第5条 市民で組織する社会教育団体又はスポーツ団体で、しばしば認定こども園の施設を同一の目的及び用途で使用しようとするものは、市長に申請し、使用者の登録を受けることができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、前項の使用者の登録を受けたもの（次項において「登録団体」という。）は、使用の許可を受けようとするときは、使用しようとする日の7日前までに、園長に対し、認定こども園施設使用許可申請書（登録団体用）（様式第4号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により認定こども園施設使用許可申請書（登録団体用）が提出されたときは、直ちに記載されている内容について調査した上、速やかに使用の許可の適否を決定し、認定こども園施設使用許可書（様式第2号）又は認定こども園施設使用許可申請棄却（却下）決定書（様式第3号）により、当該申請をした登録団体に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による使用の許可の決定に関する事務を園長に委任するものとする。

（目的外使用の不許可事由）

第6条 市長（前条第4項の規定により使用の許可の決定に関する事務が園長に委任されている場合にあつては、園長）は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の施設の目的外使用を許可しない。

(1) 認定こども園の施設の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公の支配に属しない慈善、教育又は博愛の活動のための使用と認められるとき。

(3) 宗教的な活動のための使用と認められるとき。

(4) 政治的な活動のための使用と認められるとき。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令に定めのあるときを除く。

(5) 営利を目的とする活動のための使用と認められるとき。

(6) その使用に際し、観覧料、入場料、会費その他いかなる名称によるかを問わず金銭を徴収するものであるとき。ただし、国若しくは地方公共団体又は公共的団体で市長が適当と認めるものが金銭を徴収するときを除く。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、認定こども園の施設の目的外使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

認定こども園施設使用許可申請書

受付番号	
------	--

使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) : から 年 月 日 (曜日) : まで
使 用 目 的	
使 用 予 定 者 数	人
開催通知書等参考資料	別添のとおり

上記のとおり認定こども園の施設等を使用したいので、その許可を申請します。

年 月 日

申請者 住所 (所在地) _____

氏名 (団体名) _____

(責任者氏名) _____

電 話 番 号 _____

(宛先)

大津市長

上記の使用許可申請につき、当園においては、支障が _____ 旨の意見を付します。

大津市立比叡平こども園長



様式第2号 (第4条関係)

(表)
認定こども園施設使用許可書

	許可番号	
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	: から
	年 月 日 (曜日)	: まで
使 用 目 的		
使 用 予 定 者 数	人	
使 用 料		
使 用 料 納 付 期 限		
使 用 許 可 条 件	裏面記載のとおり	
申請者 住所 (所在地) _____ 氏名 (団体名) _____ 様 (責任者氏名) _____ 様 電 話 番 号 _____		
上記のとおり認定こども園の施設の使用について許可します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 大津市長 印		

備考 第5条第3項の規定による許可の場合は、この様式中「大津市長 印」とあるのは、「大津市立比叡平こども園長 印」とする。

(裏)

許可条件

- 1 使用料は、市の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納付しなければならない。指定する納期限までに納付しないときは、大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和41年条例第27号）第3条の規定による延滞金を支払わなければならない。
- 2 既納の使用料は、還付しない。
- 3 使用許可を受けた認定こども園の施設（以下「使用許可財産」という。）を転貸し、又は使用权の譲渡をしてはならない。
- 4 使用許可財産の原状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、特に承認を受けたときはこの限りでない。
- 5 使用許可財産について、使用者が必要費又は有益費を支出することがあっても使用者は、その償還を請求できない。
- 6 使用許可財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費は、使用者が負担しなければならない。
- 7 使用者はその負担に帰すべき事由により使用許可財産の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損したときは、市の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 8 使用者は、許可書に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 9 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用者は、速やかに使用許可財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に承認したときは、原状に回復しないで返還することができる。
- 10 使用許可中であっても、市において、公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。
- 11 市は、前項の許可の取消しによって損害が生じても一切補償しない。
- 12 市において必要があるときは、使用許可財産について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第3号 (第4条、第5条関係)

第 号
年 月 日

認定こども園施設使用許可申請棄却 (却下) 決定書

様

大津市長

印

年 月 日付け認定こども園施設の使用許可申請については、下記の理由により許可することができませんから、通知します。

記

(使用を許可しない理由)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

備考 第5条第3項の規定による棄却 (却下) の場合は、この様式中「大津市長
は、「大津市立比叡平こども園長

印

印」とあるの

様式第4号 (第5条関係)

認定こども園施設使用許可申請書 (登録団体用)

受付番号

使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) : から 年 月 日 (曜日) : まで
使 用 目 的	
使 用 予 定 者 数	人
開催通知書等参考資料	別添のとおり

上記のとおり認定こども園の施設を使用したいので、その許可を申請します。

年 月 日

申請者 住所 (所在地) _____

氏名 (団体名) _____

(責任者氏名) _____

電 話 番 号 _____

(宛先)

大津市立比叡平こども園長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則を公布する。

令和5年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第62号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規則で定める教育委員会の意見を聴かなければならない事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園（市が設置するものに限る。以下同じ。）における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第63号

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立保育所の管理運営に関する規則（昭和50年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条中「この」を「前項に定めるもののほか、この」に、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

この規則において「満3歳未満保育認定子ども」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第3条の表中

「				
	大津市立唐崎保育園		100人	を
	大津市立ひえい平保育園		60人	
				」
「				
	大津市立唐崎保育園		100人	に
				」

改める。

第5条中「（法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）が教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設に支払われる場合にあつては、当該施設型給付費の額を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第64号

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する規則（平成27年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに大津市立比叡平幼稚園における給食の提供」を削る。

第3条中「次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」を「零」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「（法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）が教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設に支払われる場合にあつては、当該施設型給付費の額を除く。）」を削る。

第5条第1項中「一時預かり保育料」の次に「（法第30条の11第3項の規定により同項の特定子ども・子育て支援に要した費用が支払われる場合にあつては、当該一時預かり保育料の額から当該特定子ども・子育て支援に要した費用の額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））」を加える。

第6条第2項中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

様式第2号を削り、様式第1号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第232号

平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和5年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

表南ふれあいセンターの項の次に次のように加える。

比叡平こども園	遊戯室	136.61	9,563	27,644	29,083	蛍光灯40W14個	机、いす	50人
---------	-----	--------	-------	--------	--------	-----------	------	-----

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月15日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第14号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育機関印の表滋賀県大津市立比叡平幼稚園印の項を次のように改める。

削除	16	16	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表滋賀県大津市立比叡平幼稚園長印の項を次のように改める。

削除	72	71	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第2教育機関印の項第16号及び第17号を次のように改める。

(16)及び(17)

削除

別表第2職印の項第71号及び第72号を次のように改める。

(71)及び(72)

削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月15日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第15号

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表比叡平の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第5号

平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和5年8月15日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第1項の表比叡平幼稚園の項を削る。